

## 指定給水装置工事事業者の指定の効力停止について

この度、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第8条の規定に基づき、令和6年11月27日付けで、下記のとおり、指定給水装置工事事業者の指定の効力を停止しました。

### 記

処分対象事業者	石川県小松市中海町ニ16番地21 トラスト設備 坂口 武志
処分対象の給水区域	金沢市の給水区域
指定の効力停止期間	令和6年11月27日から令和7年2月26日まで（3月）
処分の理由	金沢市糸田新町地内の宅地の給水装置改造工事において、管理者の承認を受けずに本市の水道メーターを無断で取り外し工事を施行した。  ※違反に該当する規定 金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第4条第3号オ